

鶴満寺保育所重要事項説明書

社会福祉法人 鶴満寺慈光園
鶴 満 寺 保 育 所

鶴満寺保育所 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 鶴満寺慈光園
所 在 地	大阪市北区長柄東1丁目3番12号
代 表 者 氏 名	理事長 長谷川眞哲
電 話 番 号	06-6351-7301

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	鶴満寺保育所
施 設 の 所 在 地	大阪市北区長柄中1丁目1番23号
連 絡 先	電話番号06-6353-8618 FAX 06-6357-2670
管 理 者	所長 桑野正子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児20人 2歳児26人 3歳児35人 4歳児35人 5歳児35人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 98人 満1歳以上満3歳未満の児童 46人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和22年6月1日
事 業 所 番 号	2710051002287

3 施設の目的・運営方針

社会福祉法人鶴満寺慈光園鶴満寺保育所（以下「保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- （1）保育所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 保育所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 保育所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1 0 1 0 . 5 7 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	8 9 4 . 5 6 m ²
園 庭		地上園庭 4 2 5 . 4 4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	
保育室	5 室	れんげ・すみれ組（0 歳児、1 歳児クラス） こすもす組（2 歳児クラス） たんぽぽ組（3 歳児クラス）、ばら組（4 歳児クラス） ゆり組（5 歳児クラス）について各 1 室
プレイルーム	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
配膳室	1 室	

5 提供する保育等の内容

保育所は、保育所保育指針（平成 2 9 年 3 月 3 1 日厚労告 1 1 7）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 仏教保育を行います。

6 職員の職種、及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和6年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
所 長	保育所の運営管理全般 の管理監督及び職員を 指導統率する	1	1		
主任保育士	所長を補佐し保育士を 指導統率する	1	1		
保育士	保育業務の計画、立案、 実施、記録、および保育 環境の整備、家庭連絡等	22	15	7	
調理員	調理および調理計画、立 案、記録、給食諸材料等 の保管その他	4	4		栄養士と兼務

保育所では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

所 長	正規の勤務時間帯（6：50～19：15）
主任保育士	正規の勤務時間帯（6：50～19：15）
保育士	正規の勤務時間帯（6：50～19：15）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務及び勤務時間帯は異なります。

※ 勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、お盆及び祝祭日は休園となります。又、1月4日、お盆（8月13日から16日）、卒園式の日（0歳児から3歳児まで）は、家庭保育協力日となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

＜保育標準時間認定に係る保育時間＞

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保育所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（1）月曜日から金曜日

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供します。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。）

（2）土曜日

8時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。

＜保育短時間認定に係る保育時間＞

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保育所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（1）月曜日から金曜日

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な時は、7時から8時まで又は、16時から19時までの範囲内で延長保育を提供します。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

（2）土曜日

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な時は、16時から18時までの範囲内で延長保育を提供します。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4	4	0	調理員と兼務

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせいたします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

北区保健福祉センターの利用調整に基づき保育所に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

保育所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医

保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	さたクリニック
医院長名	佐田 博之
所在地	大阪市北区長柄中 1 - 5 - 1 6
電話番号	0 6 - 6 3 5 8 - 2 5 0 3

(2) 歯科

医療機関の名称	おだはら歯科
医院長名	小田原 宏
所在地	大阪市北区長柄中 1 - 1 - 2 0
電話番号	0 6 - 6 3 5 6 - 1 6 7 3

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防 災 設 備	・屋外避難階段	有	・自動火災報知機	有
	・避難口（非常口）	有	・誘導灯及び誘導標識	有
	・消火器	有	・避難用すべり台	有
	・防火戸・防火シャッター		有	
	・カーテン、じゅうたん等の防火処理		有	
避難・防火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

17 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当保育所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 前田拓郎（主任）、櫻井健史（副主任） ・ご利用時間 9：30～18：00 ・電話番号 06-6353-8618 ・FAX 06-6357-2670 担当者が不在の場合は、保育所職員までお申し出ください。
第三者委員会	弁護士）秋山謙二郎・白石悠介・早川到 大阪府中央区高麗橋3-1-14 高麗橋中央法律事務所 TEL 06-6221-5455 法人監事）小谷憲二・若林琢磨 法人評議員）橋爪恵子

※保育所では、上記のほか、園内に要望・苦情に係る意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育園賠償責任保険 保育園児団体傷害保険	災害共済
保険金額	@250×人数 @1,600×人数	@375×人数

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
0歳児	2	5	6
1歳児	10	18	20
2歳児	26	21	26
3歳児	28	27	28
4歳児	30	28	30
5歳児	29	29	32

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし

23 保育所におけるその他の留意事項

喫煙	敷地内禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

重要事項説明書 別表

実費徴収の内容と金額について（令和7年度）

内容1

規準服代 随時申込

長袖スモック 4,520 円 半袖スモック 3,740 円

ポロシャツ 2,200 円 半ズボン 1,750 円

内容2

用品代（はさみ、のり、粘土、お道具箱等） 年度当初申込

0、1 歳児 3,590 円 2 歳児 10,735 円 3 歳児 11,395 円 4 歳児 12,785 円

5 歳児 17,945 円

内容3

写真代（希望者のみ、随時） 1 枚 72 円

内容4

父母の会会費 1,300 円／月（兄弟は 300 円）

内容5

3 歳児以上主食代 3、4、5 歳児 2,000 円／月

3 歳児以上副食代 3、4、5 歳児 4,500 円／月

内容6

5 歳児特別活動費 5 歳児 1,000 円／月

内容7

標準時間認定延長保育料（18 時～19 時） 1 回 300 円 月 2,900 円

短時間認定延長保育料（7 時～8 時、16 時～18 時） 1 回 300 円

内容8

絵本年間購読（希望者のみ） 1 冊 320 円～

内容9

紙おむつ代（必要時のみ） 1 枚 50 円